

令和 6 年 3 月 29 日

直方市教育委員会
教育長 山本 栄司 様

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会
委員長 日高 和美

答申書

令和 5 年 12 月 26 日付け直教学第 688 号にて諮問のありました件につき、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

- (1) 市立学校の規模適正化に関する基本的な指針に関すること。

直方市学校規模適正化基本指針の決定にあたっては、

「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」

を「直方市の目指す学校教育」と設定し、基本指針の決定をすべきです。

- (2) 市立学校の適正な学校規模に関すること。

直方市における学校規模の分類は、次のとおりとし、過小規模、小規模の学校においてはそれぞれの規模における課題に対する方策を検討すべきです。

規模の分類	学級数 (通常学級)	分類の説明
過小規模	1～5 学級	小学校では複式学級が存在する規模 中学校では複式学級又はクラス替えができない学年が存在する規模
小規模	6～11 学級	小学校ではクラス替えができない学年が存在する規模
標準規模	12～18 学級	学校教育法施行規則上、標準とされる規模
大規模	19～24 学級	
過大規模	25 学級以上	

- ・過小規模：複式学級は一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等、過小規模の課題を解消する対策を速やかに実施すべきです。

中学校でクラス替えができない規模は、教育上の課題を整理した上で、学校統合等により過小規模の課題を解消する対策を速やかに検討すべきです。

- ・小規模：学校全体及び各学年の児童生徒数並びに将来的な児童生徒数予測を勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合等、必要な措置を検討しつつ、小規模校のメリットを生かす対策やデメリットを緩和する対策を実施すべきです。